

# 佐賀大学医学部附属病院受託実習生受入規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等を養成する公立，私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長からの委託により佐賀大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）が当該養成機関等の学生，生徒等の実習を受入れる場合の手続等は，この規程の定めるところによる。

(手続及び許可等)

第2条 養成機関等の長は，学生，生徒等の実習を委託しようとするときは，氏名，実習期間，実習内容等を記載した別紙様式による申請書により，附属病院の長に申請するものとする。

2 附属病院の長は，前項の規定により実習の申請があったときは，病院の業務に支障のない場合に限り，実習を許可することができる。

3 実習の期間は，受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第3条 養成機関等の長は，前条第2項の規定により実習を許可された学生，生徒等（以下「受託実習生」という。）の受託実習料を納付しなければならない。

2 受託実習料は国立大学法人佐賀大学料金規程（平成16年4月1日制定）第2条に規定する額とする。

3 前項の受託実習料は，実習の期間に応じ，その全額を実習の開始前に納付しなければならない。

4 受託実習料を実習の開始前までに納付しない者に対しては，附属病院の長は受託実習生の受入れの許可を取り消すものとする。

5 既納の受託実習料は，原則として返還しない。

(実習)

第4条 受託実習生は，附属病院の長の指示に基づき実習を行うものとする。

(諸規程の遵守)

第5条 受託実習生は，本学の諸規程を遵守しなければならない。

(実習証明書の交付)

第6条 附属病院の長は，養成機関等の長から当該実習に係る証明の願い出があったときは，証明書を交付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 受託実習生が第4条若しくは第5条の規定に違反し，又は受託実習生としてふさわしくない行為を行ったときは，附属病院の長は，当該受託実習生の実習を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，受託実習生に関し必要な事項は，附属病院の長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式

受託実習生受入申請書

平成 年 月 日

佐賀大学医学部附属病院長 殿

(養成機関等名)

(代表者職氏名)

下記のとおり，貴病院受託実習生( )として受入れを許可願いたく，申請いたします。

記

1 氏名，実習期間等

氏名	年齢	実習期間	備考
		~	
		~	
		~	
		~	
		~	

2 実習内容

3 遵守事項

！ 実習に際しては，貴学の諸規程を遵守させるとともに，貴病院の責任者の指示に従わせます。

万一実習生の故意又は過失による事故等により，貴病院に損害を及ぼした場合又は実習生が被災した場合は，当養成機関が一切責任を負います。